

男女共同参画基本方針

平成 28 年 1 月 1 日
学校法人中村産業学園
(九州産業大学 九州造形短期大学)

I 基本方針

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）は、男女共同参画社会¹の実現を「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、「社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会形成の促進に関する施策が重要である」と明記しています。

現在の日本は、少子高齢化による労働力人口の減少が進み、持続可能な活力ある経済社会を構築するために女性の更なる活躍²と男女のワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。また、人々の価値観も多様化しており、様々な違いを尊重し、個性を発揮できるダイバーシティ³の取組みも重要となっています。

本学園は、このような社会情勢に鑑み、男女共同参画推進意識の醸成を図るとともに、男女共に働きやすい環境を整備し、男女共同参画の視点に立った教育・学生サービスを開発・提供します。そのために、「男女共に働きやすい大学」「女子学生が伸長する大学」を中期的な目標として定め、以下の分野において、男女共同参画を推進します。

第 1 分野 男女共同参画推進意識の啓発と情報発信

第 2 分野 ワーク・ライフ・バランスの推進

第 3 分野 大学運営における男女共同参画の推進

第 4 分野 男女共同参画社会を担う学生の育成

第 5 分野 安全・安心を提供するキャンパスの整備

¹男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第二条）

²女性の更なる活躍：女性活躍推進法（平成 28 年 4 月 1 日施行）

³ダイバーシティ：「多様性」。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存すること。
(内閣府男女共同参画局)

平成 28 年 4 月 1 日

学校法人中村産業学園

(九州産業大学 九州造形短期大学)

学校法人中村産業学園 女性活躍推進法に基づく行動計画について

平成 28 年 1 月 1 日に策定した「男女共同参画基本方針」の 5 分野の重点施策に基づき、下記のとおり行動計画を策定し、推進します。

また、中期的な目標とする「男女共に働きやすい大学、女子学生が伸長する大学」を目指して、男女共同参画推進組織を整備しました。

記

1. 行動計画対象期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 行動計画内容

- (1) 男女共同参画推進意識の啓発と情報発信
 - ・ 学生への教育、教職員の研修会、外部を含めた講演会等をとおして、大学内外へ推進意識の啓発を図ります。
 - ・ 学内の意見を集約（提案制度の活用等）して、男女共同参画に繋がる提言活動の推進を図ります。
 - ・ 男女共同参画の取組みに関する広報を積極的に行います。
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・ 各種休業制度の利用促進を図り、仕事と育児・介護との両立を積極的に支援します。
 - ・ 業務の合理化・効率化を推進します。
- (3) 大学運営における男女共同参画の推進
 - ・ 教職員の意識向上、教育・育成を図ります。
 - ・ 女性教職員の昇任の機会を積極的に提供します。
※ 女性事務職員の教育・育成を行い、5 年以内を目標に課長職 10%（4 名）、係長職 30%（8 名）を目指す。
 - ・ 教職員の女性比率向上のために、積極的な広報展開を行い、意欲ある女性応募者の増加を図ります。
※ 教員採用においては、学部別に女性教員の数値目標を設定し、5 年以内に全体で女性教員比率 20%（64 名）を目指す。
- (4) 男女共同参画社会を担う学生の育成
 - ・ 男女共同参画の視点から学生のキャリアデザイン教育の充実を図ります。
 - ・ 女子学生の主体的な活動を支援します。
- (5) 安全・安心を提供するキャンパスの整備
 - ・ 男女共同参画の視点から福利厚生施設・設備の見直しを図ります。
 - ・ 安全で快適に過ごせるキャンパスの整備を図ります。

以 上

男女共同参画推進組織

